

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月25日
【会社名】	ジェイフロンティア株式会社
【英訳名】	J Frontier Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 中村 篤弘
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員CFO 経営企画本部長 兼 コーポレート本部長 樋口 雄也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町9番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 中村篤弘及び当社最高財務責任者 樋口雄也は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社5社及び非連結子会社1社については、金額的（連結売上高の5%未満）及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、金額的影響の重要性あるいは質的影響の重要性を踏まえ決定いたしました。金額的影響の重要性を考慮する指標としては、当社グループはメディカルケアセールス事業・ヘルスケアセールス事業・ヘルスケアマーケティング事業を主とした複数事業を営んでおり、経営判断や業績評価において不可欠な収益性指標である売上高（連結会社間取引消去後）が適切と判断し、全社的な内部統制が有効であるため、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。また、質的影響の重要性として、各事業拠点の企業グループにおける位置付けや事業特性を勘案しました。選定した重要な事業拠点においては、各事業の特性を踏まえ、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産、売上原価（仕入高）、広告宣伝費に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。当連結会計年度においては、のれん評価プロセス、企業結合プロセス、棚卸資産評価プロセス、貸倒引当金プロセス、未払法人税等・税効果プロセスを評価対象に追加いたしました。これら以外の業務プロセスについては、

重要な虚偽記載の発生可能性が低く、財務報告に及ぼす影響は低いため、評価の対象外としております。なお、評価の範囲外とした事業拠点や評価の対象外とした業務プロセスから開示すべき重要な不備は発見されておりません。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。